

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

(税込)単位：円

	延べ面積(m ²)	用途区分(別表 4)		
		A：ホテル、病院、 集会場等	B：工場等	C：左記以外の 建築物
モデル建物法	0～300 m ² 以下	n×105,000	n×53,000	n×75,000
	300 m ² 超～1,000	n×138,000	n×55,000	n×99,000
	1,000 m ² 超～2,000	n×160,000	n×60,000	n×132,000
	2,000 m ² 超～3,000	n×198,000	n×66,000	n×140,000
	3,000 m ² 超～4,000	n×210,000	n×75,000	n×150,000
	4,000 m ² 超～5,000	n×220,000	n×98,000	n×198,000
	5,000 m ² 超～10,000	n×240,000	n×108,000	n×228,000
標準入力法 (主要室入力法)	0～300	230,000	115,000	150,000
	300 超～1,000	310,000	135,000	198,000
	1,000 超～2,000	390,000	180,000	280,000
	2,000 m ² 超～3,000	510,000	380,000	460,000
	3,000 m ² 超～4,000	570,000	450,000	510,000
	4,000 m ² 超～5,000	620,000	500,000	560,000
	5,000 m ² 超～10,000	780,000	560,000	720,000

n：適用したモデル建物の数に応じた係数

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

1. 延べ面積は建築基準法の規定による。(計算対象外面積を除く)
2. 複合建築物の場合、非住宅部分の面積による。
3. 用途区分が複数ある場合は上表の金額の高い方の用途分類が適用される。
4. 増改築の場合、既設部分を含めた用途、延べ面積をもとに料金を算定する。ただし、既存部分の BEI にデフォルト値を適用した場合は、増改築部分の非住宅部分の面積を基に手数料を算定する。
5. 判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合の料金は一律 22,000円とする。
7. 届出対象の住宅を含む複合建築物は、算定した判定業務の料金に 11,000円を加算する。
8. 「適合判定通知書」の再発行手数料は 1 件につき 5,500円とする。
9. 上記以外の評価方法による場合は別途見積もりとする。
10. 【計画変更】【軽微変更該当証明書】の場合、当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とする。
11. 他機関で建築確認を申請する場合、直前の判定を他機関から受けている場合は、算出された手数料に 1.5 を乗じた金額とする。
12. 同型建物が複数棟の場合は 2 棟目から別表 3 の料金の 2 分の 1 とする

別表4

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340

B	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

1. 上記以外の用途は別表 3 表中のC「A、B以外の用途」とする。
2. その他08990は要相談とする。